

資料

平成28年3月2日開催
第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町郷土学館条例の制定について ----- 1～ 2

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町副町長定数条例の一部改正について ----- 3～ 4

議案第 3号 美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正について ----- 5～ 9

議案第 4号 美瑛町税条例の一部改正について ----- 10～11

議案第 5号 町税の減免に関する条例の一部改正について ----- 12～14

議案第 6号 美瑛町農業振興条例の一部改正について ----- 15～16

議案第 7号 美瑛町営採草地に関する条例の一部改正について ----- 17～18

美瑛町郷土学館条例の制定要旨

1 制定趣旨

私たちは、先人たちの努力と英知によって築き上げられた美瑛町の歴史、文化及び自然を後世に伝えていかなければなりません。

郷土に対する知識と愛着をさらに深め、より豊かな町民生活を目指すために、様々な郷土資料、天文台及び学習体験室等を活用した学習の場を提供する本施設の運営管理について、条例を制定するものです。

2 施設の概要

外壁に美瑛軟石を使用するとともに、内部には美瑛産材カラマツをふんだんに使用することで美瑛町の歴史と文化を感じられる造りとし、また、空調には地中熱を活用する換気システムを採用し、エネルギー使用量を削減することで環境にも配慮した施設としました。

郷土資料館棟 木造

延床面積 499.24㎡

1階 292.73㎡

2階 206.51㎡

渡り廊下 RC造

2階 3.41㎡

天文台棟 RC造

延床面積 31.34㎡

1階 8.59㎡

2階 11.76㎡

3階 10.99㎡

3 施設の管理・運営

町が行う。

4 制定概要

第1条（目的）

本施設の設置の目的規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と設置場所を規定

第3条（事業）

本施設にて行う事業を規定

第4条（開館時間及び休館日）

本施設の開館時間と休館日を規定

第5条（入館料及び利用料）

本施設の入館に係る入館料及び天文台の利用料を規定

第6条（利用料の減免）

天文台の利用料の減免を規定

第7条（利用料の返還）

天文台の利用料の返還を規定

第8条（入館の制限等）

本施設の入館に係る制限を規定

第9条（損害の賠償）

施設等の損害は原因者負担とし、やむを得ない事由があるときの減免を規定

第10条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができることを規定

第2項 指定管理者が行う業務を規定

第3項 第5条第1項ただし書に規定する利用料を指定管理者の収入とすることができることを規定

第4項 指定管理者に管理を行わせる場合における読み替えを規定

第11条（施行規定）

条例施行に関し、必要な事項を規則に委任することを規定

附 則

第1項 施行期日について規定

第2項 美瑛町郷土資料館条例の廃止を規定

第3項 経過措置として、郷土資料館に係る処分、手続その他の行為は、施行日前の条例によりなされた処分、手続その他の行為とみなすことを規定

美瑛町副町長定数条例の一部改正要旨

1 改正要旨

十勝岳火山防災対策や地方創生及び戦略的情報発信など、組織体制の強化を目的に副町長を2名体制とするため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正概要

本則中「1人」を「2人以内」に改正するものです。

新	旧
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を<u>2人以内</u>とする。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を<u>1人</u>とする。</p>

美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正要旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する。

【条例改正関連部分】

○地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改正。

新	旧
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員及びこの条例に規定する者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～第28条 【略】 附 則【略】</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第24条第6項の規定に基づき、公務のため旅行する職員及びこの条例に規定する者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～第28条 【略】 附 則【略】</p>

新	旧
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第25条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～5 【略】</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第25条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～5 【略】</p>

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第18条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第18条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p>

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）及び短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）及び短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p>

美瑛町税条例の一部改正要旨

1 改正要旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成26年6月13日に、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が平成27年11月26日にそれぞれ公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることにより、本条例を一部改正する。

2 改正概要

行政不服審査法の施行により、2本立てであった不服申立て手続きが「審査請求」に一元化されることに伴う文言等の整備。

① 災害等による期限の延長

不服申立て手続きが「審査請求」に一元化されることに伴う文言の整備。

（第18条の2）

平成28年4月1日から施行

新	旧
<p>第 1 条～第 18 条 【略】 (災害等による期限の延長) 第 18 条の 2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 【略】 第 18 条の 3～第 151 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 18 条 【略】 (災害等による期限の延長) 第 18 条の 2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 【略】 第 18 条の 3～第 151 条 【略】</p>

町税の減免に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成28年度税制改正大綱において、一定の手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたこと等により、本条例を一部改正する。

2 改正概要

町税の減免に関する規定の整備

平成28年1月以降に地方税当局が納税義務者、特別徴収義務者等から申告・申請等を受ける手続きにおいては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めることとなるが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続き等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、国税における取扱いと同様に、個人番号記載の対象書類を見直すとともに、一定の場合において個人番号の記載を不要とする規定の整備。

① 町民税の減免申請

町民税の減免を受けようとする場合の、申請書に記載が必要としていた個人番号の記載を不要とする条文の整備。

(第16条)

平成28年1月1日から適用

② 特別土地保有税の減免申請

特別土地保有税の減免を受けようとする場合の、申請書に記載が必要としていた個人番号の記載を不要とする条文の整備。

(第11条)

平成28年1月1日から適用

新	旧
<p>第1条～第10条 【略】 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第11条 【略】 (1)～(3) 【略】</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び _____ 法人番号 (_____ 法人番号を有しない者) であつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第12条～第15条 【略】 (減免の申請)</p> <p>第16条 <u>この条例の規定によって町税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者が</p>	<p>第1条～第10条 【略】 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第11条 【略】 (1)～(3) 【略】</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者) であつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第12条～第15条 【略】 (減免の申請)</p> <p>第16条 <u>この条例の規定によって町税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者) であつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>減免を受けようとする事由</u></p>

新	旧
<p>提出する申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定によって固定資産税又は軽自動車税の減免を受けようとする者が提出する申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>第 1 7 条～第 1 9 条 【略】</p>	<p>第 1 7 条～第 1 9 条 【略】</p>

美瑛町農業振興条例の一部改正要旨

1 改正要旨

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が公布されたことに伴い、「農業生産法人」の名称が「農地所有適格法人」に改正され、平成28年4月1日に施行されるため、それに伴う文言を改正するものです。

2 改正概要

（1）条文中の改正

「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改正するものです。

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】 (1) 【略】 (2) 生産組織 農業者が共同で生産に関する活動をするを目的とする組織及び農地法(昭和27年法律第229号) <u>第2条第3項による農地所有適格法人</u>をいう。 (3)～(4) 【略】</p> <p>第3条～第17条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】 (1) 【略】 (2) 生産組織 農業者が共同で生産に関する活動をするを目的とする組織及び農地法(昭和27年法律第229号) <u>第2条第7項による農業生産法人</u>をいう。 (3)～(4) 【略】</p> <p>第3条～第17条 【略】</p>

美瑛町営採草地に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が公布されたことに伴い、「農業生産法人」の名称が「農地所有適格法人」に改正され、平成28年4月1日に施行されるため、それに伴う文言を改正するものです。

2 改正概要

(1) 条文中の改正

「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改正するものです。

新	旧
<p>第 1 条～第 3 条 【略】 (使用の申請及び許可)</p> <p>第 4 条 農業者の組織する団体(町内に所在する農業協同組合、<u>農地所有適格法人</u>及び畜産農業者の組織する団体で町長が認めたもの)で町営採草地を使用しようとする者は、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 5 条～第 1 0 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 3 条 【略】 (使用の申請及び許可)</p> <p>第 4 条 農業者の組織する団体(町内に所在する農業協同組合、<u>農業生産法人</u>及び畜産農業者の組織する団体で町長が認めたもの)で町営採草地を使用しようとする者は、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 5 条～第 1 0 条 【略】</p>

資料（追加）

平成28年3月2日開催

第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第40号	美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	-----	1～3
議案第41号	美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	4～24
議案第42号	美瑛町保育所条例の一部改正について	-----	25～26

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正要旨

1 改正要旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成26年6月13日に、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が平成27年11月26日にそれぞれ公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることにより、本条例を一部改正する。

2 改正概要

行政不服審査法の全面改正による法律条項の変更及び増加並びに2本立てであった不服申立て手続きが「審査請求」に一元化されること等に伴う引用条項及び文言等の整備。

① 審査申出書の記載事項並びに代表者等の資格の証明等

審査申出書の記載事項の項目の追加及び文言の整備並びに代表者等の資格の証明及び代表者等の資格喪失時の届出についての規定の整備。

（第4条第2項、第3項及び第6項）

平成28年4月1日から施行

② 書面審理における弁明書及び反論書の提出等

審査申出書に対する電子メールでの弁明書の提出を可とする規定及び弁明書に対する反論書の提出があった場合の対応についての規定の整備。

（第9条第2項及び第5項）

平成28年4月1日から施行

③ 審査決定書の作成

審査の決定書の記載事項についての規定及び文言の整備。

（第14条第1項）

平成28年4月1日から施行

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (審査の申出)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>第5条～第8条 【略】 (書面審理)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (審査の申出)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>4～5 【略】</p> <p>第5条～第8条 【略】 (書面審理)</p> <p>第9条 【略】</p>

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の 一部改正要旨

1 改正要旨

子ども・子育て支援制度において、国が内閣府令で定める基準を踏まえて、町が条例で特定教育・保育施設等の運営に関する基準を規定し、その運営基準に基づき、給付費の対象となることの申請のあった施設、事業者の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象の確認を行うこととなりました。

本町においては、条例制定時において、町内に地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を行う事業所はなく、また、設置予定もなかったことから、地域型保育事業の規定を除き、条例を制定したところであります。

本町に住所がある方が勤務等の関係で、町外の地域型保育事業を利用する場合は、本町が町外の地域型保育事業所に係る地域型保育給付の対象施設であるか確認を行う必要があることから、美瑛町において地域型保育事業に係る基準を定める必要があるため、条例を一部改正し、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を追加するものです。

2 改正概要

- (1) 新たに「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の章を追加。
- (2) 家庭的保育事業や小規模保育事業その他用語について定義。
- (3) 追加する「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」について以下のとおり

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第35条）

第35条（利用定員）

特定地域型保育事業の利用定員を規定

第2節 運営に関する基準（第36条～第47条）

第36条（内容及び手続の説明及び同意）

特定教育・保育施設に関する第5条の規定と同様に、特定地域型保育事業者が適切な教育・保育を提供するため、その選択に資すると認められる事項については、提供の開始に当たって、あらかじめ保護者に対して文書により事前説明を行った上で、同意を得ることを求める規定（第1項）

また、利用者の申出があった場合には電磁的方法に替えられることを規定する第5条第2項以降の規定も準用

第37条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

特定教育・保育施設に関する第6条の規定と同様に、特定地域型保育事業者の、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止と、定員超過の場合の選考について規定

また、特定地域型保育事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、連携施設その他の施設等を紹介する等の措置を速やかに講じねばならないことを規定（第4項）

第38条（あっせん、調整及び要請に対する協力）

特定教育・保育施設に関する第7条の規定と同様に、特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設の利用について、あっせん、調整及び要請に対する協力義務を負うことを規定

第39条（心身の状況等の把握）

特定教育・保育施設に関する第10条の規定と同様に、特定地域型保育事業者は、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定

第40条（特定教育・保育施設等との連携）

居宅訪問型保育事業を行う者を除く特定地域型保育事業者が、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を適切に確保せねばならないこと（第1項、保育所型事業所内保育事業については例外（第3項））、居宅訪問型保育事業を行う者が居宅訪問型保育連携施設を適切に確保せねばならないこと（第2項）を規定

第41条（利用者負担額等の受領）

特定教育・保育施設についての第13条の規定と同様に、特定地域型

保育事業者の利用者負担額の受領について規定

第42条（特定地域型保育の取扱方針）

特定教育・保育についての第14条の規定と同様に、特定地域型保育の取扱方針を規定

第43条（特定地域型保育に関する評価等）

特定教育・保育施設についての第15条の規定と同様に、特定地域型保育に関する評価等を規定

第44条（運営規程）

特定教育・保育施設に関する第16条と同様に、平成26年4月30日厚生労働省令第62号による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第13条と同様に、特定教育・保育施設が定める運営規程の項目を規定

第45条（勤務体制の確保等）

特定教育・保育施設についての第20条の規定と同様に、特定地域型保育事業者の勤務体制の確保等について規定

第46条（定員の遵守）

特定教育・保育施設についての第21条の規定と同様に、特定地域型保育事業者の定員の順守について規定

第47条（記録の整備）

特定教育・保育施設についての第32条の規定と同様に、特定地域型保育事業者の記録の整備について規定

第48条（準用）

特定教育・保育施設についての第8条（受給資格等の確認）、第9条（支給認定の申請に係る援助）、第11条（小学校等との連携）、第12条（教育・保育の提供の記録）、第16条（相談及び援助）、第17条（緊急時等の対応）、第18条（支給認定保護者に関する市町村への通知）、第22条（掲示）、第23条（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）、第24条（虐待等の禁止）、第25条（懲戒に係る権限の濫用禁止）、第26条（秘密保持等）、第27条（情報の提供等）、第28条（苦情解決）、第29条（地域との連携等）、第30条（事故発生の防止及び発生時の対

応)、31条(会計の区分)の規定を、特定地域型保育事業について準用することを規定

第3節 特定地域型保育給付費に関する基準(第49条・第50条)

第49条(特別利用地域型保育の基準)

特別利用地域型保育の基準を規定

第50条(特定利用地域型保育の基準)

特定利用地域型保育の基準を規定

新	旧
<p style="text-align: center;">美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章 【略】</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第35条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第36条～第48条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第49条・第50条）</p> <p>第4章 雑則（第51条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11）【略】</p> <p>（12）法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合</p>	<p style="text-align: center;">美瑛町特定教育・保育施設_____の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章 【略】</p> <p>第3章 雑則（第35条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項_____の規定に基づき、特定教育・保育施設_____の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11）【略】</p> <p>（12）法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）_____</p>

新	旧
<p>を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p>	<p>_____の規定により町が支払う特定教育・保育_____に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設_____が受領することをいう。</p>
<p>(13) ~ (14) 【略】</p>	<p>(13) ~ (14) 【略】</p>
<p>(15) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。</p>	
<p>(16) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</p>	
<p>(17) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</p>	
<p>(18) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。</p>	
<p>(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p>	
<p>(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p>	
<p>(21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p>	
<p>(22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p>	
<p>(一般原則)</p>	<p>(一般原則)</p>
<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型</p>	<p>第3条 特定教育・保育施設_____は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育_____</p>

新	旧
<p>保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等</u>を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は<u>特定地域型保育</u>を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 <u>特定教育・保育施設等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北海道及び各関係機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等</u>を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 【略】</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 【略】 (利用定員)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第2節 運営に関する基準 【略】 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条～第32条 【略】</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準 【略】 (特別利用保育の基準)</p>	<p>___の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設</u>を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育___を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 <u>特定教育・保育施設</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い北海道及び各関係機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>特定教育・保育施設</u>は、当該特定教育・保育施設___を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 【略】</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 【略】 (利用定員)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第2節 運営に関する基準 【略】 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条～第32条 【略】</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準 【略】 (特別利用保育の基準)</p>

新	旧
<p>第33条～第34条 【略】 <u>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第1節 利用定員に関する基準</u> <u>(利用定員)</u> 第35条 <u>特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等条例第42条の規定を踏</u></p>	<p>第33条～第34条 【略】</p>

新	旧
<p><u>まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></u></p> <p><u>第2節 運営に関する基準</u> <u>（内容及び手続の説明及び同意）</u></p> <p><u>第36条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第44条に規定する運営規程の概要、第40条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定に</u></p>	

新	旧
<p><u>よる文書の交付について準用する。</u> <u>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</u></p> <p><u>第37条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考を行うにあたって、その方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第40条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</u></p> <p><u>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u></p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(特定教育・保育施設等との連携)</u></p> <p><u>第40条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地</u></p>	

新	旧
<p><u>域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</u></p> <p><u>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第35条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u></p> <p><u>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第35条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものにつ</u></p>	

新	旧
<p><u>いては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>4 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u> <u>(利用者負担額等の受領)</u></p> <p>第41条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要し</u></p>	

新	旧
<p><u>た費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</u></p> <p><u>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品</u></p> <p><u>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する</u></p>	

新	旧
<p><u>費用</u></p> <p><u>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p><u>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</u></p> <p><u>(特定地域型保育の取扱方針)</u></p> <p><u>第42条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(特定地域型保育に関する評価等)</u></p> <p><u>第43条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第44条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第48条において準用する第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 提供する特定地域型保育の内容</u></p> <p><u>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</u></p> <p><u>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p><u>(6) 利用定員</u></p> <p><u>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第37条第2項に規定する選考方法を含む。)</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	

新	旧
<p>(11) <u>その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</u> <u>(勤務体制の確保等)</u> 第45条 <u>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u> 3 <u>特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u> 第46条 <u>特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(記録の整備)</u> 第47条 <u>特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特</u></p>	

新	旧
<p><u>定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第42条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第18条に規定する町への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第48条 第8条から第12条まで(第10条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第31条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。</u></p> <p><u>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</u></p> <p><u>(特別利用地域型保育の基準)</u></p> <p><u>第49条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用</u></p>	

新	旧
<p><u>地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第35条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。</u> <u>（特定利用地域型保育の基準）</u></p> <p><u>第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定</u></p>	

新	旧
<p><u>子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第35条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第4章 雑則</u> (施行規定)</p> <p>第51条 【略】</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>第1条 <u>この条例は、家庭的保育事業等条例の施行の日から施行する。</u> (地域型保育給付費に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第41条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 雑則</u> (施行規定)</p> <p>第35条 【略】</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則【略】</p>

新	旧
<p><u>用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（2）に規定する市町村が定める額」とする。</u></p> <p><u>（利用定員に関する経過措置）</u></p> <p><u>第3条 小規模保育事業C型にあっては、平成32年3月31日までの間、第35条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。</u></p> <p><u>（連携施設に関する経過措置）</u></p> <p><u>第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第40条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>	

美瑛町保育所条例の一部改正要旨

1 改正要旨

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成28年美瑛町条例第3号）の制定により、本条例中の利用者負担に関する条文を改めるとともに、また子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い関係法律である児童福祉法が改正されたことによる文言の整理のため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正概要

(1) 条文中の改正

「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に「保育料」を「利用者負担額」に「保護者」を「支給認定保護者又は扶養義務者」に改正する。

(2) 利用者負担額は、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の額とする。

(3) 第4条の「保育料」を「利用者負担額の徴収」に改め、利用者負担額の徴収について規定。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定により<u>保育を必要とする乳児、幼児その他の児童の保育施設として美瑛町保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 【略】</p> <p><u>(利用者負担額の徴収)</u></p> <p>第4条 <u>町長は、保育所から保育の提供を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例(平成28年美瑛町条例第3号)第3条第1項第2号に定める利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)を徴収する。この場合において、町の区域外に居住する支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する額は、居住する市町村が定める額とする。</u></p> <p><u>(利用者負担額の減免)</u></p> <p>第5条 <u>町長は、支給認定保護者又は扶養義務者が正当な理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第6条～第7条 【略】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定により<u>保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として美瑛町保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 【略】</p> <p><u>(保育料)</u></p> <p>第4条 <u>保護者は、毎月町長が別に定める保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(保育料の減免)</u></p> <p>第5条 <u>前条の保育料について、その納付すべき保護者が災害、その他の事由により負担に堪えないと認められるときは、その一部又は全部について減免することができる。</u></p> <p>第6条～第7条 【略】</p>